

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第104号

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(組織及び職名)

第1条 福祉事務所（以下「事務所」という。）に次の表に掲げる課を置くとともに、課に同表に掲げる係長を置く。

区 分	課の名称	係長の職名
北福祉事務所，上京福祉事務所，中京福祉事務所，東山福祉事務所及び西京福祉事務所	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
	支援保護課	支援第一係長 支援第二係長 保護第一係長 保護第二係長
左京福祉事務所及び醍醐福祉事務所	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
	支援課	支援第一係長 支援第二係長
	保護課	保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長
山科福祉事務所，南福祉事務所及び右京福祉事務所	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
	支援課	支援第一係長 支援第二係長
	保護課	保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長 保護第五係長
下京福祉事務所	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
	支援課	支援第一係長 支援第二係長
	保護課	保護第一係長 保護第二係長 保護第

		三係長
洛西福祉事務所	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
	支援保護課	支援第一係長 支援第二係長 保護係長
伏見福祉事務所	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
	支援課	支援第一係長 支援第二係長
	保護課	保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長 保護第五係長 保護第六係長
深草福祉事務所	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
	支援保護課	支援第一係長 支援第二係長 保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長

- 2 事務所に所長，課長及びその他の職員を置く。
 - 3 課に担当課長，課長補佐，担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。
 - 4 事務所の所長は，当該事務所の所管区域を所管する区役所（洛西福祉事務所，深草福祉事務所及び醍醐福祉事務所にあつては，区役所支所。以下同じ。）の福祉部長をもって充てる。
 - 5 事務所の課長，担当課長，課長補佐，担当課長補佐，係長及び担当係長及びその他の職員は，当該事務所の所管区域を所管する区役所の福祉部のこれらの職に相当する職にある職員をもって充てる。
 - 6 担当課長の職名の前に，市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。
- 第2条を削り，第3条を第2条とし，第4条を第3条とし，第5条を第4条とし，同条の次に次の1条を加える。

（事務の概目）

第5条 課の分掌する事務の概目は，次のとおりとする。

福祉介護課

- (1) 事務所の庶務に関すること。
- (2) 生活保護法による保護金品及び医療券等の交付に関すること。
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援金品及び医療券等の交付に関すること。
- (4) その他他の課の主管に属しないこと。

支援課

- (1) 児童福祉法，母子及び寡婦福祉法，老人福祉法，身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護，育成又は更生の措置等に関すること。ただし，児童福祉センターの所管に属するものを除く。
- (2) 児童福祉法，老人福祉法，身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による措置費等の徴収に関すること。
- (3) 母子自立支援員に関すること。

保護課

- (1) 生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の決定及び実施に関すること。ただし，福祉介護課の所管に属するものを除く。
- (2) 生活保護法による要保護者及び低所得世帯の援護に関すること。ただし，福祉介護課の所管に属するものを除く。
- (3) 児童福祉法による保育所及び細野保育所への入所(年度当初のものに限る。)に関すること。

支援保護課

- (1) 支援課の項及び保護課の項に掲げる事務に関すること。

第6条の前の見出し並びに同条及び第7条を削り，第8条を第6条とする。

附 則

この規則は，平成20年4月1日から施行する。